

令和 8 年 7 月 27 日 招集

令和 8 年門真市教育委員会第 7 回定例会

議 案 書

門 真 市 教 育 委 員 会

議事日程

門真市教育委員会第7回定例会
令和8年7月27日（月）午後2時
新別館（門真中町ビル）会議室A

日 程	事 件 番 号	件 名	ペ ー ジ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第21号	門真市社会教育委員の委嘱について	1
第4	議案第22号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定に基づく協議について	4
第5	議案第23号	令和9年度小学校及び義務教育学校前期課程使用教科用図書の採択について	29
第6	議案第24号	令和9年度中学校及び義務教育学校後期課程使用教科用図書の採択について	31
第7	報 告 案 件	門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告	—
第8		諸報告	33

議案第21号

門真市社会教育委員の委嘱について

社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第2項並びに門真市社会教育委員条例(昭和39年条例第11号)第2条及び第3条の規定に基づき、門真市社会教育委員を委嘱するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年7月27日 提出

門真市教育委員会教育長 富田 明德

提案理由

門真市社会教育委員の任期が令和8年7月31日をもって満了するにつき、本案を提出するものである。

門真市社会教育委員名簿【新】

任期 令和8年8月1日～令和10年7月31日

氏 名	所 属 団 体 等	門真市社会教育委員条例 第2条第2項における 候補者の分類
はぎはら まさや 萩原 雅也	大阪樟蔭女子大学教授	学識経験のある者
よこやま まこと 横山 誠	大阪国際大学教授	学識経験のある者
きのした みゆき 木下 みゆき	大阪大谷大学教授	学識経験のある者
うりゅう あやこ 瓜生 彩子	大阪府立門真なみはや高等学校校長	学校教育の関係者
たなか まさき 田中 正樹	門真市立小・中学校長会	学校教育の関係者
あさたに きよみつ 麻谷 清光	門真市人権協会	社会教育の関係者
きたの やすお 北野 泰男	門真市地域学校協働活動推進員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者

門真市社会教育委員名簿【旧】

任期 令和6年8月1日～令和8年7月31日

氏 名	所 属 団 体 等	門真市社会教育委員条例 第2条第2項における 候補者の分類
はぎはら まさや 萩原 雅也	大阪樟蔭女子大学教授	学識経験のある者
よこやま まこと 横山 誠	大阪国際大学准教授	学識経験のある者
きのした みゆき 木下 みゆき	大阪大谷大学教授	学識経験のある者
おおみ しんいち 大見 真一	大阪府立門真西高等学校	学校教育の関係者
たちばな とものが 橘 朋伸	門真市立小・中学校長会	学校教育の関係者
あさたに きよみつ 麻谷 清光	門真市人権擁護委員	社会教育の関係者
きたの やすお 北野 泰男	門真市地域学校協働活動推進員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者

議案第22号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定
に基づく協議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第3項の規定に基づき、門真市長から門真市立歴史資料館条例施行規則を全部改正する旨の協議があり、同意するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

令和8年7月27日 提出

門真市教育委員会教育長 富田 明德

提案理由

門真市長から門真市立歴史資料館条例施行規則を全部改正する旨の協議があり、同意するにつき、本案を提出するものである。

門市生第1466号

令和8年7月10日

門真市教育委員会

教育長 富田 明德 様

門真市長 宮本 一孝



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定に基づく
協議について

門真市立歴史資料館条例施行規則を全部改正するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第3項の規定に基づき、貴委員会へ協議します。

門真市立かどま歴史ミュージアム条例施行規則

門真市立歴史資料館条例施行規則(令和2年門真市規則第31号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市立かどま歴史ミュージアム条例（昭和63年門真市条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館及び閉館時間)

第2条 ミュージアムの開館及び閉館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

開館 午前9時30分

閉館 午後5時

(休館日)

第3条 ミュージアムの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 特別整理期間

(事前登録)

第4条 研修室を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の定めるところにより、住所、氏名その他の事項について登録を受けなければならない。

(使用許可の申請等)

第5条 研修室について、条例第5条第1項の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者又はその許可に係る事項の変更をしようとする者で前条の規定による登録を受けたもの（以下「登録者」という。）は、門真市立かどま歴史ミュージアム使用許可・変更許可申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書の受付は、使用しようとする日（以下「使用予定日」という。）の属する月の3箇月前の月の初日から使用予定日の前日（この日がミュージアムの休館日に当たるときは、その前日とする。第11条において同じ。）までとする。ただし、

市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 第1項の規定による申請に係る使用許可の決定については、次条第2項又は第3項に定める期日及び方法に従い行うものとする。

(使用許可申請の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、登録者は、条例第12条第1項の規定により特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする場合を除き、市長が指定する情報通信を利用した研修室の使用許可の申請等に係る事務を処理するためのシステム（以下「予約システム」という。）により使用許可の申請をすることができる。

- 2 前項の規定による使用許可の申請（以下「予約システムによる申請」という。）は、使用予定日の属する月の3箇月前の月の17日以後に行うことができる。この場合における使用許可を受ける者の決定は、先着順によるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請は、使用予定日の属する月の3箇月前の月の1日から当該月の7日までの間において行うことができる。この場合における使用許可を受ける者の決定は、当該期間内に予約システムによる申請を行った者による抽選によるもの（予約システムによる申請を行った者が複数いない場合にあっては、当該予約システムによる申請を行った者）とする。

(予約システムにより使用許可を受けたことの確認)

第7条 前条第3項の規定により行う予約システムによる申請をした登録者は、使用予定日の属する月の3箇月前の月の16日までに、予約システムにより使用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならない。

- 2 予約システムによる申請をして使用許可を受けた登録者が使用予定日の属する月の3箇月前の月の16日までに確認及び確認後の手続を執らないときは、予約システムによる申請を取り下げたものとみなす。

(使用許可書の交付等)

第8条 市長は、研修室の使用許可又はその許可に係る事項の変更の許可をしたときは、当該許可に係る申請をした者に門真市立かどま歴史ミュージアム使用許可・変更許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。この場合において、市長は、使用料を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。

- 2 使用者は、研修室の使用に際して、許可書をミュージアムの職員に提示しなければならない。ただし、予約システムによる申請をして使用許可を受けた登録者であっては、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、予約システムによる申請をした登録者に使用許可をするときは、予約システムによりその旨を当該使用許可に係る申請をした者に応答することによって、許可書の交付を行ったものとみなす。
- 4 市長は、使用許可をしない場合は、前条第1項の規定による確認に対し応答するほかは、その旨を通知することを要しない。ただし、予約システムによる申請をした登録者から使用許可をしない旨及びその理由を記載した書面の交付を求められたときは、市長は、速やかにこれを交付する。

(使用の辞退)

第9条 使用者が研修室の使用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立かどま歴史ミュージアム使用辞退届（様式第3号）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請をして使用許可を受けた登録者は、予約システムにより使用許可の辞退を申し出ることができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、徴収すべき使用料について、代表者が本市の住民である団体又は過半数が本市の住民で構成される団体に限り、条例第9条の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 次のいずれかに該当する場合 使用料に相当する額

ア 主に障がい者で構成される団体が使用する場合

イ その他市長が特に必要と認める場合

- (2) 次のいずれかに該当する場合 使用料の5割に相当する額

ア 主に中学生（義務教育学校の後期課程に就学する生徒を含む。）以下の者で構成される団体が使用する場合

イ 主に65歳以上の高齢者で構成される団体が使用する場合

ウ 社会教育関係団体が使用する場合

エ その他市長が特に必要と認める場合

- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第5条第1項又は第6条第1項の

規定による申請に併せて門真市立かどま歴史ミュージアム使用料減免申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第11条 条例第10条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付できる特別の理由とは、次の各号に掲げる場合とし、還付する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者が使用予定日の10日前までに使用の辞退をした場合 既納の使用料に相当する額
- (2) 使用者が使用予定日の9日前から前日までに使用の辞退をした場合 既納の使用料の5割に相当する額
- (3) 災害その他使用者の責めによらない理由により、使用できなくなった場合 既納の使用料に相当する額
- (4) 市長が特に必要があると認めた場合 市長が必要と認める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、門真市立かどま歴史ミュージアム使用料還付申請書（様式第5号）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（特別設備の設置等の申請）

第12条 条例第12条第1項の規定により使用者が特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするとき（以下「特別設備の設置等」という。）は、第5条第1項の規定による申請に併せて申請しなければならない。

2 特別設備の設置等又は条例第12条第2項の規定による設備の設置に係る費用は、使用者の負担とする。

（使用後の点検）

第13条 使用者は、条例第13条第1項の規定により使用場所を原状に回復したときは、直ちにミュージアムの職員の点検を受けなければならない。

（特別利用の申請等及び許可）

第14条 ミュージアムの資料について、条例第14条第1項の規定による特別利用の許可（以下「特別利用許可」という。）を受けようとする者又はその許可に係る事項の変更をしようとする者は、あらかじめ門真市立かどま歴史ミュージアム特別利用許可・変更許可申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、ミュージアムの資料の特別利用許可又はその許可に係る事項の変更の許

可をしたときは、当該許可に係る申請をした者に門真市立かどま歴史ミュージアム特別利用許可・変更許可書（様式第7号）を交付する。

（資料の館外貸出し）

第15条 市長は、博物館、図書館、研究所その他市長が適当と認める者に対し、ミュージアムの資料の貸出し（以下「館外貸出し」という。）を行うことができる。

2 前項の規定による館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ門真市立かどま歴史ミュージアム館外貸出申請書（様式第8号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、当該館外貸出しに係る申請をした者に門真市立かどま歴史ミュージアム館外貸出許可書（様式第9号）を交付する。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 館外貸出しに係る費用は、第2項の規定により館外貸出しの許可を受けた者の負担とする。

（資料の寄贈）

第16条 市長は、展示又は研究に資する目的で、資料の寄贈を受けることができる。

2 資料を寄贈しようとする者は、あらかじめ門真市立かどま歴史ミュージアム寄贈申込書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（ミュージアム職員の立入り）

第17条 市長は、ミュージアムの管理運営上必要があるときは、ミュージアムの職員をして使用中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

（入館の制限）

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ミュージアムへの入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (2) ミュージアムの資料並びに建物、設備及び器具等（以下「資料等」という。）を汚損し、若しくは破損し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、ミュージアムの管理上支障があると認められる者

(使用者の遵守事項)

第19条 使用者は、善良な管理者の注意をもって研修室、設備及び器具等（以下「研修室等」という。）を使用するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容定員を超えて研修室に入館させないこと。
- (2) 入館者の安全を確保すること。
- (3) 研修室において火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで研修室において物品の展示若しくは販売又は広告類の掲示若しくは配布をしないこと。
- (5) 許可を受けないで研修室内に貼紙、釘打ち等をしないこと。
- (6) 許可を受けないで研修室等を使用しないこと。
- (7) 当該使用に伴う入館者に対して次条の規定を遵守させること。
- (8) 研修室等の使用に伴う準備、原状回復等を行う場合は、ミュージアムの職員の指示に従うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、ミュージアムの管理上支障がある行為をしないこと。

(入館者の遵守事項)

第20条 入館者は、ミュージアムの使用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。
- (2) ミュージアムの施設内で破損し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。
- (3) 騒音をたて、又は放歌等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りをしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ミュージアムの職員の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第21条 入館者は、ミュージアムの資料等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失したときは、直ちに門真市立かどま歴史ミュージアム資料等汚損等届（様式第11号）により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(附属設備の使用料)

第22条 条例別表備考4の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

(細目)

第23条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年8月18日から施行する。

(門真市公印規則の一部改正)

- 2 門真市公印規則（昭和43年規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前								
別表第 1 （第 3 条関係）							別表第 1 （第 3 条関係）								
番号	名称	書体	寸法 （ミ リメ ー ト ル）	印材	個 数	使用区 分	保管者	番号	名称	書体	寸法 （ミ リメ ー ト ル）	印材	個 数	使用区 分	保管者
〃 略								〃 略							
21 — 8	大阪府	て ん 方 21 つ げ 1 書				かどま	歴史資料館 立かどま歴史 ミュージアム 館長名をもつてする 文書用	21 — 8	大阪府	て ん 方 21 つ げ 1 書				歴史資料館長	門真市立歴史資料館長
	門真市					歴史			門真市						
	立かど					ミュー			立かど						
	ま歴史					ジウム			ま歴史						
	ミュー					館長名			ミュー						
	ジウム					をもつ			ジウム						
〃 略								〃 略							
25	門真市	か い 径 24 ご む 29 書				出納員	〃 略 門真市立かどま歴史	25	門真市	か い 径 24 ご む 29 書				出納員	〃 略 門真市立歴史資料館
	出納員					領収用			出納員						
	領収之印					領収用			領収之印						

改正後								改正前							
							ミュー								長
							ジウム								
							館長								
							略								略
略								略							
別表第2（第3条関係）								別表第2（第3条関係）							
番号	ひな形					名称			番号	ひな形					名称
	〃 略									〃 略					
21 — 8	大阪府門真市 立かどま歴史 ミュージアム 館長之印 かどま歴史ミュー ジウム館長之印					大阪府門真市 立かどま歴史 ミュージアム 館長之印			21 — 8	大阪府門真市 立歴史資料館 長之印					大阪府門真市 立歴史資料館 長之印
	〃 略									〃 略					

（管理職手当に関する規則の一部改正）

- 3 管理職手当に関する規則（昭和60年門真市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
項	区分	支給対象職員	月額	項	区分	支給対象職員	月額
	〃 略				〃 略		
4	条例第2条第	課長補佐、南部市民センター長、幼保連	〃 略	4	条例第2条第	課長補佐、南部市民センター長、幼保連	〃 略

改正後				改正前			
	4号に掲げる者	携型認定こども園長代理、教育センター長、 <u>かどま歴史ミュージアム館長</u> 、旧第六中学校運動広場長、北島図書館長代理、監査委員事務局次長、農業委員会事務局次長、市民文化部副参事（生涯学習新施設整備担当）（門真市事務処理規程（平成18年門真市庁達第10号）附則第2項の規定により専決等の事務処理を行う者に限る。）及びこども家庭センター長補佐			4号に掲げる者	携型認定こども園長代理、教育センター長、 <u>歴史資料館長</u> 、旧第六中学校運動広場長、北島図書館長代理、監査委員事務局次長、農業委員会事務局次長、市民文化部副参事（生涯学習新施設整備担当）（門真市事務処理規程（平成18年門真市庁達第10号）附則第2項の規定により専決等の事務処理を行う者に限る。）及びこども家庭センター長補佐	
		略				略	

（門真市事業所等の事務分掌等に関する規則の一部改正）

- 4 門真市事業所等の事務分掌等に関する規則（平成18年門真市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条、第3条関係）	別表第1（第2条、第3条関係）

改正後			改正前		
事業所等名	所属部課等	長	事業所等名	所属部課等	長
略		略	略		略
門真市立かど	略		門真市立歴史	略	
ま歴史ミュー			資料館		
ジウム					
） 略		） 略			

別表第 2（第 4 条関係）

事業所等名	分掌事務
略	
門真市立かど	(1)～(4) 略
ま歴史ミュー	(5) ミュージアムの使用
ジウム	許可事務に関するこ
	と。
） 略	

備考 略

事業所等名	分掌事務
略	
門真市立歴史	(1)～(4) 略
資料館	
） 略	

備考 略

（門真市会計規則の一部改正）

5 門真市会計規則（平成24年門真市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1（第 4 条、第 6 条関係）			別表第 1（第 4 条、第 6 条関係）		
設置箇所	出納員	委任事務	設置箇所	出納員	委任事務
〃 略		略	〃 略		略
門真市立かどま歴史ミュージアム	門真市立かどま歴史ミュージアム館長		門真市立歴史資料館	門真市立歴史資料館長	

改正後		改正前	
備考 略		備考 略	

別表（第22条関係）

品目	単位	使用料 (1回につき)
音響セット（マイク及びスピーカーを含む。）	1 式	円 200
映像セット（マイク及びスピーカーを含む。）	1 式	500

様式第1号（第5条関係）

No. _____

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所
ふりがな
申請者 氏 名
生年月日 年 月 日生
電話番号 ()

門真市立かどま歴史ミュージアム使用許可・変更許可申請書

下記のとおり門真市立かどま歴史ミュージアムの（使用許可・使用変更許可）を受けたいので、門真市立かどま歴史ミュージアム条例施行規則第5条第1項の規定により、申請します。

記

使 用 目 的					
使 用 年 月 日	年 月 日 ()				
使用予定人数	人				
使 用 団 体 名					
代 表 者	ふりがな	□申請者と同じ			
	氏 名				
	住 所				
	生年月日	年 月 日生	電話番号	()	
使 用 す る 施 設 名	□ 研修室1 □ 研修室2				
使 用 時 間	☐ 午前9時30分から午後0時30分まで ☐ 午後9時30分から午後3時まで ☐ 午後1時から午後3時まで ☐ 午後1時から午後5時まで ☐ 午後3時から午後5時まで ☐ 午前9時30分から午後5時まで				
特 別 設 備 等 の 設 置	□ 無 □ 有 ()				
附 属 設 備 の 使 用	☐ 音響セット（マイク及びスピーカーを含む。） (式)				
	☐ 映像セット（マイク及びスピーカーを含む。） (式)				
確 認 事 項	☐ 暴力団の利益になるような利用ではありません。 ☐ 施設の利用目的に従って利用します。				

- 注意 1 太枠内のみ記入してください。
 2 該当する□に、✓印を付してください。
 3 暴力団の排除を図るため、必要に応じて申請者及び代表者の個人情報を警察に照会することがあります。
 4 暴力団の排除を図るため、団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。
 5 暴力団の利益になるときは許可しません。また、許可後暴力団の利益になると認められた場合は許可の取消を行います。

基本使用料	市外割増料	減 免 額	附属設備使用料	許可年月日	許 可 番 号
				・ ・	
既納使用料	変更後使用料	過 納 額	不 足 額	納 付 日	年 月 日
				・ ・	

様式第2号（第8条関係）

No. _____

年 月 日

申請者（氏 名）様

門真市長（氏 名）印

門真市立かどま歴史ミュージアム使用許可・変更許可書

年 月 日付け、門真市立かどま歴史ミュージアムの（使用許可・使用変更許可）申請について、門真市立かどま歴史ミュージアム条例施行規則第8条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

使 用 目 的			
使 用 年 月 日	年 月 日 ()		
使用予定人数	人		
使用団体名			
代 表 者			
使 用 す る 施 設 名	☐ 研修室1 ☐ 研修室2		
使 用 時 間	☐ 午前9時30分から午後0時30分まで ☐ 午後9時30分から午後3時まで ☐ 午後1時から午後3時まで ☐ 午後1時から午後5時まで ☐ 午後3時から午後5時まで ☐ 午前9時30分から午後5時まで		
特 別 設 備 等 の 使 用	☐ 無 ☐ 有 ()		
附 属 設 備 の 使 用	☐ 音響セット（マイク及びスピーカーを含む。） (式) ☐ 映像セット（マイク及びスピーカーを含む。） (式)		
許 可 条 件			
注 意 事 項			
1 使用当日は、この許可書を受付に提示し、使用後は必ず報告してください。 2 使用許可を受けていない部屋への出入りは、認めません。 3 会場の準備や後片付けは、使用者において行い、必ず原状に復してください。 4 ミュージアム内へのアルコール類の持込みは、一切禁止です。 5 その他職員の指示に従ってください。			

基本使用料	市外割増料	減 免 額	附属設備使用料
既納使用料	変更後使用料	過 納 額	不 足 額

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、門真市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
 なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所
届出者 ふりがな 氏 名
電話番号 （ ）

門真市立かどま歴史ミュージアム使用辞退届

下記のとおり門真市立かどま歴史ミュージアムの使用を辞退したいので、門真市立かどま歴史ミュージアム条例施行規則第9条第1項の規定により、お届けします。

記

使用目的					
使用年月日	年 月 日（ ）				
使用予定人数	人				
代 表 者	ふりがな 氏 名	☐ 届出者と同じ			
	住 所				
	生年月日	年 月 日生	電話番号	（ ）	
使用する施設名	☐ 研修室1 ☐ 研修室2				
使用時間	☐ 午前9時30分から午後0時30分まで ☐ 午後9時30分から午後3時まで ☐ 午後1時から午後3時まで ☐ 午後1時から午後5時まで ☐ 午後3時から午後5時まで ☐ 午前9時30分から午後5時まで				
使用許可年月日	年 月 日		許可番号		
辞退の理由					

注意 該当する□に、✓印を付してください。

添付書類 門真市立かどま歴史ミュージアム使用許可・変更許可書

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所
申請者 氏 名
電話番号 （ ）

門真市立かどま歴史ミュージアム使用料減免申請書

下記の理由により使用料の減額又は免除を受けたいので、門真市立かどま歴史ミュージアム条例施行規則第10条第2項の規定により、申請します。

記

使用目的		
使用年月日	年 月 日（ ）	
使用団体名		
使用する施設名	☐ 研修室1 ☐ 研修室2	
使用時間	☐ 午前9時30分から午後0時30分まで ☐ 午後9時30分から午後3時まで ☐ 午後1時から午後3時まで ☐ 午後1時から午後5時まで ☐ 午後3時から午後5時まで ☐ 午前9時30分から午後5時まで	
減額又は免除を受けたい理由	☐ 主に障がい者で構成される団体が使用するため（第10条第1項第1号ア） ☐ 主に中学生（義務教育学校の後期課程に就学する生徒を含む。）以下の者で構成される団体が使用するため（第10条第1項第2号ア） ☐ 主に65歳以上の高齢者で構成される団体が使用するため（第10条第1項第2号イ） ☐ 社会教育関係団体が使用するため（第10条第1項第2号ウ） ☐ その他（ ）	

注意 該当する□に、✓印を付してください。

添付書類 会員名簿、事業計画、実績等の書類

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所
申請者 ふりがな 氏 名
電話番号 （ ）

門真市立かどま歴史ミュージアム使用料還付申請書

下記の理由により使用料の還付を受けたいので、門真市立かどま歴史ミュージアム
条例施行規則第11条第2項の規定により、申請します。

記

還 付 申 請 の 理 由			
使 用 予 定 年 月 日	年 月 日（ ）		
使用を予定 していた 時 間	☐ 午前9時30分から午後0時30分まで ☐ 午後9時30分から午後3時まで ☐ 午後1時から午後3時まで ☐ 午後1時から午後5時まで ☐ 午後3時から午後5時まで ☐ 午前9時30分から午後5時まで		
使用を予定 していた 施 設 名	☐ 研修室1 ☐ 研修室2		
以下は記入しないでください。			
※ 還 付 申 請 額	既納使用料 円	使 用 料 円	還 付 額 円

注意 該当する□に、✓印を付してください。

添付書類 門真市立かどま歴史ミュージアム使用許可・変更許可書

様式第6号（第14条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

申請者 住所(所在地)

団 体 名

ふ り が な

氏名(代表者)

生 年 月 日 年 月 日生

電 話 番 号 ()

門真市立かどま歴史ミュージアム特別利用許可・変更許可申請書

下記のとおり門真市立かどま歴史ミュージアムの（特別利用許可・特別利用変更許可）を受けたいので、門真市立かどま歴史ミュージアム条例施行規則第14条第1項の規定により、申請します。

記

1 目 的

2 利用区分 熟 覧・模 写・撮 影・掲 載・その他（ ）

3 資 料 名

4 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 そ の 他

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

申請者（氏 名）様

門真市長（氏 名）印

門真市立かどま歴史ミュージアム特別利用許可・変更許可書

年 月 日付け、門真市立かどま歴史ミュージアムの（特別利用許可・特別利用変更許可）申請について、門真市立かどま歴史ミュージアム条例施行規則第14条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 目 的

2 利用区分 熟 覧・模 写・撮 影・掲 載・その他（ ）

3 資 料 名

4 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 許可条件

6 そ の 他

（教示）

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、門真市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号（第15条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

申請者 住所(所在地)

団 体 名

ふ り が な

氏名(代表者)

生 年 月 日 年 月 日生

電 話 番 号 ()

門真市立かどま歴史ミュージアム館外貸出申請書

下記のとおり門真市立かどま歴史ミュージアムの資料の館外貸出しを受けたいので、門真市立かどま歴史ミュージアム条例施行規則第15条第2項の規定により、申請します。

記

1 貸出しの目的

2 貸 出 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

3 利 用 場 所

4 利 用 方 法

5 貸出しを受けたい資料

資 料 名	数 量	備 考

6 輸 送 方 法

7 資料取扱責任者

8 そ の 他

様式第9号（第15条関係）

年 月 日

申請者（氏 名）様

門真市長（氏 名）印

門真市立かどま歴史ミュージアム館外貸出許可書

年 月 日付け、門真市立かどま歴史ミュージアムの資料の館外貸出申請について、門真市立かどま歴史ミュージアム条例施行規則第15条第3項の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 貸出しの目的

2 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 使用場所

4 使用方法

5 貸出しを受けたい資料

資 料 名	数 量	備 考

6 輸送方法

7 資料取扱責任者

8 許可条件

9 その他

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、門真市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号（第16条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

申込者 住所(所在地)

団 体 名

ふ り が な

氏名(代表者)

生 年 月 日 年 月 日生

電 話 番 号 ()

門真市立かどま歴史ミュージアム寄贈申込書

下記のとおり門真市立かどま歴史ミュージアムへ資料を寄贈したいので、門真市立かどま歴史ミュージアム条例施行規則第16条第2項の規定により、申し込みます。

なお、寄贈する資料の取扱いについては、門真市立かどま歴史ミュージアムに一任します。

記

資 料 名	数 量	備 考

様式第11号（第21条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所
 届出者 ふりがな 氏 名
 電話番号 ()

門真市立かどま歴史ミュージアム資料等汚損等届

門真市立かどま歴史ミュージアムの資料等を下記のとおり（汚損・破損・滅失）しましたので、門真市立かどま歴史ミュージアム条例施行規則第21条の規定により、お届けします。

つきましては、門真市立かどま歴史ミュージアム条例第17条の規定により、生じた損害を賠償いたします。

記

汚 損 等 の 日 時	年 月 日 時 分
汚 損 等 の 場 所	
汚 損 等 の 内 容 又 は 程 度	

議案第23号

令和9年度小学校及び義務教育学校前期課程使用教科用図書
の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び同法施行令（昭和39年政令第14号）第14条の規定に基づき、令和9年度小学校使用教科用図書を採択するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年7月27日 提出

門真市教育委員会教育長 富田 明德

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第15条第1項において同一の教科用図書を採択する期間を4年としていることから、市立小学校及び義務教育学校前期課程において使用する令和9年度使用教科用図書については、令和8年度と同一の教科用図書を採択するため、本案を提出するものである。

令和9年度使用教科用図書〔小学校及び義務教育学校前期課程用〕

種 目	発行者番号	発行者	書 名
国 語	2	東京書籍	新しい国語
書 写	2	東京書籍	新しい書写
社 会	2	東京書籍	新しい社会
地 図	46	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算 数	61	啓林館	わくわく算数
理 科	61	啓林館	わくわく理科
生 活	38	光村図書	せいかつ たんけんたい
音 楽	27	教育芸術社	小学生の音楽
図画工作	116	日本文教	図画工作
家 庭	9	開隆堂	わたしたちの家庭科
保 健	208	光文書院	小学保健
英 語	2	東京書籍	NEW HORIZON Elementary English Course
道 徳	2	東京書籍	新しい道徳

議案第24号

令和9年度中学校及び義務教育学校後期課程使用教科用図書
の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び同法施行令（昭和39年政令第14号）第14条の規定に基づき、令和9年度中学校使用教科用図書を採択するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年7月27日 提出

門真市教育委員会教育長 富田 明德

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第15条第1項において同一の教科用図書を採択する期間を4年としていることから、市立中学校及び義務教育学校後期課程において使用する令和9年度使用教科用図書については、令和8年度と同一の教科用図書を採択するため、本案を提出するものである。

令和9年度使用教科用図書〔中学校及び義務教育学校後期課程用〕

種 目	発行者 番号	発行者	書 名
国 語	38	光村図書	国語
書 写	38	光村図書	中学書写
社 会 (地理的分野)	46	帝国書院	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
社 会 (歴史的分野)	46	帝国書院	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
社 会 (公民的分野)	46	帝国書院	社会科 中学生の公民 よりよい社会を目指して
地 図	46	帝国書院	中学校社会科地図
数 学	104	数研出版	これからの数学
理 科	61	啓林館	未来へひろがるサイエンス
音 楽 (一般)	27	教育芸術社	中学生の音楽
音 楽 (器楽合奏)	27	教育芸術社	中学生の器楽
美 術	9	開隆堂	美術
保健体育	224	学研	新・中学保健体育
技術・家庭 (技術分野)	2	東京書籍	新編 新しい技術・家庭 技術分野
技術・家庭 (家庭分野)	2	東京書籍	新編 新しい技術・家庭 家庭分野
英 語	61	東京書籍	NEW HORIZON
道 徳	17	東京書籍	新編 新しい道徳

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	損害賠償請求事件について
2	門真市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の目標における進捗状況